

平成 28 年 9 月 28 日

亀井委員

かながわボランティア活動推進基金 21 について、基礎的な部分から確認させていただければと思います。このかながわボランティア活動推進基金 21 は、どのような経緯で設立されたのか、その経緯、効果について伺います。

NPO 協働推進課長

かながわボランティア活動推進基金 21 ですが、県民のニーズが拡大して多様化する中で、地域における課題を解決するために、自主的に多様な活動を行うボランティア団体が非常に重要な役割を果たしていただいていることを、県としても非常に強く認識しておりました。

そこで、ボランティア団体の活動が安定的かつ継続的に活動を支援、促進していけるようにということで、このかながわボランティア活動推進基金 21 を平成 13 年度に設置しました。既に 15 年が経っておりますが、それぞれ協働事業負担金ですとか、事業の中には負担金、補助金、奨励賞等ありますが、数多くの団体に支援させていただき、その事業の結果、例えば、県の施策になったものですとか、あるいは国、県、市町村の制度に移行したもの等、事業が拡大、拡充して、ボランティア団体自身の成長にも寄与したと認識しております。

亀井委員

それでは、かながわボランティア活動推進基金 21 の原資を活用した資金運用の流れと、運用益はどうなっているのかを教えてください。

NPO 協働推進課長

かながわボランティア活動推進基金 21 の原資ですが、創設時に 3 本の貸付債権で成り立っております。一つ目が、賃貸住宅建設資金貸付金で約 38 億円です。二つ目が、住宅資金市町村貸付金で 34 億円です。三つ目が、けいゆう病院建設資金貸付金で 32 億円です。こちらの合計約 104 億円が基金の財産となっております。基金を活用した事業実施の流れですが、貸付債権の償還金、運用益、寄付金を基金に積み立てた後、事業実施に必要な額を基金から取り崩して行っております。取り崩した後の基金に残る現金については、かながわボランティア活動推進基金 21 運用方針に基づき、地方債などの債権や定期性預金などで運用しております。

亀井委員

この事業実施のために、毎年予算を計上していると思うのですが、その予算はどのくらい計上しているのでしょうか。また、実際の執行額はどのくらいなのでしょう。要は、予算と決算のかい離です。それがどのくらいなのか、教えてください。

NPO 協働推進課長

直近の 3 年間ですが、平成 25 年度はおよそ 1 億 2,500 万円が予算額でした。それに対して決算額、執行額ですが、実際の額は 6,600 万円となっており、およそ 6,000 万円が予算よりも少ない執行額でした。平成 26 年度については、約 1 億 4,000 万円の予算額に対して決算が 8,000 万円ですので、およそ 6,000 万

円です。平成 27 年度については、9,900 万円の予算額に対して決算が 8,700 万円ですので、およそ 1,200 万円となっております。

亀井委員

かながわボランティア活動推進基金 21 条例を見直しして、対象となるボランティア団体等に一般社団法人が加わるという場合に、必要な事業費というのはどのくらい増加すると考えますでしょうか。

NPO 協働推進課長

当初、平成 13 年度に基金が設置されたときには、NPO 法人というのはおよそ 400 団体でした。現在は、県内では 3,500 団体ほどです。この間に、予算額というのはおよそ 1 億円前後で推移しております。それは、運用益がおよそ 1 億円ということでしたので、当初はその運用益の範囲内ということで、事業費を決定しておりました。平成 24 年度ですが、基金審査会の意見具申を受けて、寄付を受け入れた方がよいですとか、事業を拡大する、それは成長新事業という NPO の基盤整備のための事業で、三つだったものに一つ加えたものですが、そういったことで御意見を頂きました。

今までは運用益で事業費に充てておりましたが、寄付金や運用益を全て基金に繰り入れて、そこから事業費を取り崩すということになって、仕組みは変わりましたが、今まで予算額が大幅に増減するということはありませんでした。あくまでも基金審査会という専門の第三者機関がありますので、そちらでこの基金の趣旨である市民の自発的な活動によるボランティア活動、その団体に対して先駆的であり、モデル的で波及性のある事業に対して支援をする。その支援をすることによって、その団体が成長していくということで、その趣旨にのっとって審査をしていただいておりますので、予算額があるからそれを全部使い切ってしまう、あるいは対象が大幅に増えたからその基金の予算を増やすということは、今まではしておりません。これからも、今のところその予定はありません。

亀井委員

平成 25 年度のかい離額からすると、これは私の邪推ですが、高尚な目的です。要するに地域課題が複雑化して多様化している。だから、NPO 法人だけではなく、それに類するような一般社団法人だったり、そういうところも加わってもらいましょうという高尚な目的があるのですが、これは私の邪推ですけども、予算と決算にこれだけのかい離があると、このかい離を埋めなければならぬと思って、要するに法人を増やしているのではないかと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

NPO 協働推進課長

今の御質問に対しては、全くそのような趣旨で、今回、対象を拡大するというものではありません。先ほどもお話しさせていただきましたが、かながわボランティア活動推進基金 21 の趣旨というのは、市民の自発的な発意で不特定多数、いわゆるボランティア活動をする市民団体、市民活動をする皆様を支援し、協働型社会の担い手になっていただくということが大きな目的になっています。ボランティア団体等、制度改革などを、実際にボランティア活動を行う人たちの法人格の選択肢の一つとして、今までは NPO 法人だけだったものが、一般

社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人ということで、五つの選択肢から選べる。法人格が違うだけで、中身はボランティア活動というのは同じだと考えておりますので、今回、拡大をすると報告させていただいたところです。

くらし県民部長

委員御懸念の予算と決算にかい離があるからボランティア団体を増やすのではないかというお尋ねだと思っておりますが、この基金は単年度で使い切らなければいけないというものではありませんので、審査の結果、あるレベルに達していない事業であれば、それは該当なし、審査に満たないということで、必ずしも使い切るというものではありません。ある一定のレベルに達しないものについては、残った予算については基金の方にプールするというような形になっております。

亀井委員

そうすると、平成25年度から平成27年度の予算額は何でこんなに減らすのでしょうか。平成26年度の1億4,000万円がよいのではないのでしょうか。そのくらいの枠があって、この中でやり取りするということがよいのではないのでしょうか。

くらし県民部長

運用益の中で、利息の低利率の状況が続いている中で、このくらいのレベルでも十分対応できるという過去の執行状況を見ながら、翌年度の予算を計上しているという状況です。

亀井委員

それは、余り運用とは関係ないです。要は、予算があり、その予算をどうやって使うかということです。それで、残ったとしても別に使い切るものではないからよいのだということだったら、1億4,000万円を取っておいた方がよいのではないかと感じるのですが、いかがでしょうか。

NPO協働推進課長

平成25年度、26年度と比べて、平成27年度の予算がなぜ低いかということですが、平成26年度までは予算の立て方として、協働事業負担金というのが最高1,000万円、最長5年間支援することができます。補助金については最高が200万円、最長3年間支援することができます。そういう事業で合計が1億何千万円となっているのですが、当初は上限の1,000万円掛ける何件ということで予算を見積もっていたのですが、現実的にそのかい離があるということで、財政当局の方からも、もう少し平均値をきちんと年度の実績値に基づいて予算見積りしなさいということで、平成27年度から少し減額になっているところなんです。

亀井委員

そういう話だと、これから一般社団法人等とか入ってきて、その方々の審査がばんばん通ったとしたら、今度は決算ベースの方が大きくなってしまおうということも考えられるということでしょうか。

NPO協働推進課長

あくまでも、事業予算というか、基金の予算の範囲内でその内容の事業につ

いては、審査会の方で審査をしていただくことになっております。

亀井委員

話を変えますが、ボランティア団体等に一般社団法人が加わるという話になっているのですが、現状のNPO法人と一般社団法人、一般財団法人でもよいのですが、競合するときに現状はNPO法人が、駆逐されてしまうのではないかという心配があるのです。審査の段階でも一般社団法人の方が人数も多いし、ノウハウも持っているし、それなりの体力もあるとなると、審査上も有利かと思うし、実際の活動自体においてもその辺りのノウハウを持っている人たちが、小さい団体であるNPO法人を駆逐してしまう。そうすると、かながわボランティア活動推進基金21の本当の趣旨のところ損壊されてしまうのではないかという懸念があるのですが、それはどうでしょうか。

NPO協働推進課長

一般社団法人、一般財団法人というのは、恐らくNPO法人と同じようなボランティア活動をしているものが法人格をとっているだけではなく、いろいろな団体があるという御指摘だと思うのですが、あくまでもここでは、市民の自発的な発意によってボランティア活動を行う団体が、一般社団法人をもし選択した場合には対象になるということです。公益法人改革の前までのいわゆる特例民法法人というのでしょうか、移行前の社団法人や財団法人というのは、この基金の対象にはなりません。なぜかということ、業界団体であったり、あるいは行政主導で出来上がった団体だったりするからです。あくまでもボランティア団体というのは、市民の発意によって自分たちの身の回りで起きている課題を解決するために、非営利で活動している団体がとった法人格が、今の時点ではNPO法人なのか、一般社団法人なのかということで、いわゆる公益法人の中の移行してきたような大きな団体を基金21が支援するという考えは全くありません。

審査会の中においては、そうしたNPOと同等の団体が事業提案とともに、団体の組織の状況、経営状況、財産状況、団体の定款、そういうものも一緒に提出していただいて審査会の中で、あくまでも事業が先駆性がある、モデル的で、県内全域に波及していくかどうかということプラス、その団体のかながわボランティア活動推進基金21によって支援することで、大きく成長していただけかということも審査の基準になっておりますので、そうしたことも基準に照らし合わせて総合的に評価していただく。そうした審査会での調査審議を経て、最終的に対象事業を決定していくという流れになっております。

亀井委員

要するに審査の項目でも、波及性、先駆性、自立性、実現性、費用対効果などいろいろあり、それは現在のNPO法人よりも、一般市民としては一般社団法人、一般財団法人の方が結構上かと思うのです。簡単な話で、そういう人たちがかながわボランティア活動推進基金21の対象にもなるということは、それだけボランティア活動がやりやすくなるということなので、今現在あるNPOと抵触した場合に、NPO法人が本当に駆逐されてしまうのではないかということが、審査の段階でも言えるのかという危惧はあるし、実際に活動しているときに、もっとこうやった方がよいという人たちが出てくると、実際のNPO

法人が日陰に追いやられてしまうという心配がないのかと思って聞いたのです。分野が違えばよいのですが、今のNPO法人が行っているAという分野があって、一般社団法人はBの部分だから、一緒に頑張っていくということであればよいのですが、同じAの部分で行って抵触したときに、NPO法人としては非常につらい目に遭うのではないかと。実際のNPO法人をしっかりと育てていきましょう、根付かせていきましょうという趣旨とは反してしまうのではないかと。危険性はないのでしょうか。

くらし県民部長

まず、この対象の提案事業がなされた場合に、審査会の幹事会で書類の審査を行います。その次に、審査会で公にしたプレゼンテーションで審査を行うというのがあります。その中で、一つ組織的にも、財政的にも盤石なところ、あるいはもう自立している団体といったところは、審査会において、こういった団体はかながわボランティア活動推進基金21を使わなくても十分自立している、あるいは組織も財政も十分豊かだから、御自分でもできるだろうという観点から、そういった審査の中で対象外となるという運営が実際のところされております。だから、その審査結果の答申結果を受けて、最終的には知事の判断を仰ぎ、県が決めるという流れになっております。

亀井委員

それは、活動の中でも同じ部分でしょうか。先ほど言ったように、AとBの分野が違えば良いと思います。お互いに切さたく磨いてボランティア活動を行っていきましょうと言えるが、Aという部分だったらどうかと思うのです。一般社団法人や力のあるところが、その前に排除されるということではよろしいのでしょうか。

くらし県民部長

最初の段階で、書類審査やプレゼンテーションといろいろな形を最後まで通します。一番最初の受付の段階で、はじくということはありません。あくまでも団体の運営に対する支援ではありませんので、提案された事業が斬新なものか、先駆性があるかということで、事業の中身で見ます。たまたま提案されたものが、AというNPO法人とBという一般財団法人、一般社団法人でダブる場合もあり得ると思いますが、それは総合的な提案の中で判断されるものではないかと思っております。

亀井委員

このくらいにしておきますが、その懸念は払拭できないです。今の説明を受けても心配なので、また機会があればお尋ねしたいと思います。

次に、ボランティア団体等に一般社団法人等が加わるということですが、これ営利社団法人とは考えなかったのでしょうか。

NPO協働推進課長

もともとこのかながわボランティア活動推進基金21の趣旨で、あくまでも非営利のボランティア活動、市民の活動、ボランティア活動を支援するための基金ですので、営利を目的とする法人というのは対象になっておりません。

亀井委員

一般社団法人でも、収益事業や共益事業はできるのです。営利社団法人に近

いことを行っている一般社団法人はあるわけですが、いかがでしょうか。

NPO協働推進課長

いわゆる税法上の非営利徹底型ですとか、NPO法人と同じような活動をしている一般社団法人、一般財団法人を私どもも対象にしております。一般社団法人等というと、本当にいろいろな営利を目的にしている営利法人というものもあるかもしれませんが、あくまでも私どもが対象として考えているのは、市民の発意による非営利のボランティア活動を行っている法人と考えております。

亀井委員

今回、一般社団法人等も加わるという話の中でこの募集要項を拝見したら、先ほど営利社団法人と私が言ったのは、かながわボランティア活動推進基金21の四つのメニューの中にボランティア団体成長支援事業というのがあって、この受託者というのは営利、非営利を問わないのです。だから、営利社団法人は除いて、一般社団法人も入れてやりましょうということよりも、営利、非営利を問わないような四つ目の事業のボランティア団体成長支援事業を厚くすればよいのではないかと単純な考え方があるのです。

今、一般社団法人が中に入りました。しかし、このメニューの事業もありますという、このメニューの事業をしっかりと取り組むことが先決かと思えますし、今現在の選考件数というのを含めて、どういう団体があるのかというのは、この四つのメニューの中の、募集要項の中でこの事業だけが団体名が載っていないのです。なぜ載っていないのかということも不思議ですが、ここをもっと手厚くすればよいのではないかと単純に思うのですが、いかがでしょうか。

NPO協働推進課長

一般社団法人等のボランティア団体等に対する支援というのは、直接的な団体、個々の団体への支援というのは、委員おっしゃった団体成長支援事業ではないです。補助金、負担金、奨励賞は個々のボランティア団体に対する支援です。一つだけ、途中から追加された事業、拡充された事業、成長支援事業については、そのボランティア団体の自立化、自立支援、財政基盤を盤石にするとか、広報が弱いので広報のところを、あるいは中長期計画をもう少しきちんと立てた方がよいというような、ボランティア団体個々の自立化を支援する事業計画を出していただくのが、NPOを支援するNPO法人、一般社団法人、中間支援組織と私ども申しておりますが、そうした団体にまず事業委託をして、その団体がいろいろなメニューを用意し、例えば、20団体から10団体の間ですが、その事業受託者が県内のボランティア団体等にこうした自立化のメニューを考えましたのでいかがでしょうかということで募集をし、その受託事業者が支援するというものです。三つの直接、ボランティア団体が自発的に活動している事業に対して支援するというのは、負担金、補助金、活動奨励賞の四つ目の成長支援事業というのは少し違うものなので、確かに一般社団法人も受けたこともありますし、株式会社も受けています。それは、NPOを支援する組織として受けていただいて、その組織、団体が募集をして10団体なり、20団体なりのNPOの中長期計画をつくって、NPOの組織をレベルアップさせるなど、支援をする。そういう事業が成長支援事業です。

亀井委員

それは、分かっています。分かっているからこそ、四つ目の事業をもっと手厚くした方がよいのではないかと思っているのです。件数は、どのくらいでしょうか。

NPO協働推進課長

1件です。その1件の受託事業者がメニューを用意し、手を挙げるNPO法人が10から20団体です。それぞれ毎年1件ですが、その受けた1件の受託事業者がNPO法人を募集して、個々のNPO法人を10団体なり、20団体なり、その年度によって違うのですが、伴走支援をしていくという事業です。

亀井委員

先ほどNPO協働推進課長から御説明があったのですが、昨年けいゆう病院、警友会からかながわボランティア活動推進基金21に返済がありました。返済額は32億円だと思うのですが、今、これはどうやって運用しているのでしょうか。

NPO協働推進課長

32億円については、平成28年3月末に一括返済されました。それで、この金利の状況ですが、今のところ定期性預金で金利の動向を見ながら運用していきたいと考えております。今後は、これまでは10年債で運用してまいりましたが、金利が昨年来ずっと下がってきております。それで、今年の1月、2月には20年債に一部切り替えたところもありますが、なかなか20年債をこれから購入していくということにはならないと思いますので、今のところ金利の動向を見ながら、現在は定期性預金で運用しているところです。

亀井委員

定期性預金ということですが、かながわボランティア活動推進基金21の現在の残高はどのくらいあるのでしょうか。債権と現金、要するに債権と流動性のあるものと分けたときの割合も含めて教えてください。

NPO協働推進課長

平成28年3月ですが、基金残高が108億8,000万円です。その内訳としては、現金が81億7,000万円で、債権残高が27億1,000万円です。

亀井委員

現金が81億円もある。これは、定期性預金か何かに入れているということでしょうか。

NPO協働推進課長

全てが定期性預金ではなく、先ほど申し上げた32億円の一括償還された分については、その時点が今年の3月でしたので定期性預金です。それ以外については、過去に返済されたものですので、先ほど申し上げた10年債の地方債でオープン運用をほとんどしております。今年2月には、一部20年債を購入したものもあります。

亀井委員

条例の条文上に100億円を下らないこととありますが、この趣旨は何でしょうか。

NPO協働推進課長

債権自体104億円ですが、100億円という規模の基金をつくって、その運用益を事業費にして充てていくということで、100億円の基金があれば、安定的、継

続的にボランティア団体等を支援できるという趣旨で、100億円を下らないという
ことを条文に明記しているところです。

亀井委員

これは、100億円を下ったとしても運用できないことはないと思いますが、い
かがでしょうか。

NPO協働推進課長

現実的にはそうかもしれません。ただ、基金設置当初も今もそうですが、ボ
ランティア団体等を支援していくことは、私どもと一緒に仕事をしていく、
あるいはボランティア活動を行う皆様を支援することで、一緒に県を良くして
いくということを目的に設置した基金ですので、現在は条例に記載上の100億
円を下らないということで、運用していきたいと考えております。

亀井委員

最後にしますが、運用難というか、金利が下がっていますので、運用益が非
常に少ない段階であるため何とも言えないのですが、例えば、かながわトラ
ストみどり基金というのは76億円の残高があるのです。私が決算特別委員会の委
員のときに、この76億円の運用益と、なおかつこの原資を少し削りながら作業
をするとか、事業を行っているのです。どのくらいまで、この76億円から
原資をマイナスできますかと言ったら、環境農政局長が50億円まで大丈夫だと
言うのです。

だから、100億円を切りなさいと言っているのではなく、今までの質疑の流れ
で一般社団法人等もこれから入ってくるので、この様子を見ながらかもしれな
いのですが、県に埋蔵金があるということで、要するに監査から指摘をされる
ということは多分ないのかもしれませんが、実際にこの100億円という額もこ
れから検討していかなければいけないと思います。もちろん私が言っているこ
とが今の運用益の話からすると全然的を外れているかもしれないので、これは
議論の一つの要素としてお話させていただき、質疑を終わりたいと思います。